

商品概要説明書

マイカーローン（ジャックス保証）

（平成 30 年 2 月 15 日現在）

商品名	マイカーローン ジャックス
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 JA の営業エリア内に在住または在勤の方。○お借入時の年齢が満 20 歳以上完済時年齢 80 歳未満。○継続して安定した収入のある方。*パート・アルバイトも可。○借換の場合、借換対象マイカーローンで直近 6 ヶ月以内に返済遅滞がない方。（返済実績が 6 ヶ月以内の場合は、その期間に準じます。）*約定返済未到来も取扱可能です。○株式会社ジャックスの保証が受けられる方。○その他当 JA が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ご本人またはご家族（同居有無は問いません）が必要とされる次のご資金が対象です。①自動車（自動二輪者を含む）のご購入資金。②カー用品・車検・修理・運転免許証取得費用。③マイカーローン借換資金。（残価設定型ローンの残価部分の借換含む）⑤車庫建設のためのご資金（お借入金額は 100 万円以内とします。）*事業性資金は対象外となります。*家族は親子間のみの取扱となります。*自動車と同時購入のカー用品等については、30 万円を限度として見積書等不要で、ご本人様口座へ振込可能です。（オプションプラス制度）
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10 万円以上 1,000 万円以内。（1 万円単位）*借換の場合は残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6 か月以上 10 年以内。（1 ヶ月単位）
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <ul style="list-style-type: none">お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。○お借入利率には保証料を含みます。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 JA の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	<ul style="list-style-type: none">○不要です。

保証人	<p>○原則として保証人は不要です。</p> <p>但し、株式会社ジャックスが必要と認めた場合は徴求となります。</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…無料です。</p> <p>②一部繰上返済の場合…無料です。</p>
必要書類	<p>(1) 本人確認書類…運転免許証・パスポート等、当 JA 所定のもの。</p> <p>(2) 所得を証明する書類</p> <p>給与所得者…源泉徴収票または住民税決定通知書の写し。</p> <p>自営業者…納税証明書（1・2）または確定申告書（受付印のあるもの）の写し。</p> <p>*但し、融資金額 500 万円以下の場合は省略可能です。</p> <p>○資金使途を確認する書類</p> <p>新規の場合…見積書、注文書、売買契約書何れかの写し。</p> <p>借換の場合…①残存期間および残高が確認できる書類の写し。</p> <p>②直近 6 ヶ月間で返済遅滞がないことが確認できる書類の写し。</p> <p>*契約直後等で返済期間が 6 ヶ月未満の場合はその期間に準じます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部(電話：0120-392-125)にお申出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県 JAバンク相談所（電話：043-243-0011）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または千葉県 JAバンク相談所にお申出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <p>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 成田市